

# 1. 著作権と特許権の保護領域交錯についての考察

## ～ コンピュータ・プログラム分野について ～

知的財産各法の大きな特徴は、独占権にあるといえるため、ある客体がどの法によって独占権が認められるかは、権利者のみならず、制限を受ける第三者にとっても重要である。知的財産権各法に定められる保護対象はその性質上分けられない場合もあり、同一の客体に対して複数の法による重畳保護が発生し得る。異なる権利者がそれぞれの法に基づく権利侵害を主張した場合、どの法が優先されるのであろうか。クラウド・コンピューティングや3次元プリンタの登場など、知的財産各法が制定当初想定していなかった技術の登場により、その果たす役割が様変わりしつつある中、コンピュータ・ソフトウェア（プログラム）に関しては、特許法と著作権法の保護領域交錯についての問題が指摘されており、我が国の重要な産業分野であるIT産業への影響も懸念されている。そこで、本論文では、調整規定の必要性を考察するとともに、調整規定案を提案する。

### < 担当講師 >

竹田 稔            竹田・長谷川法律事務所 所長   弁護士

### < グループメンバー（塾生） >

近藤 裕之            特許庁 審査第二部   福祉・サービス機器   審査官

杉原 了一            富士フイルム株式会社 知的財産本部 知財技術部   弁理士

花野井 康治            響国際特許事務所   弁理士

本橋 たえ子            大野総合法律事務所   弁護士